

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は児童扶養手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県知事

## 公表日

令和5年8月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。ただし、政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳未満の者。)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育している母又は父あるいは養育者に児童扶養手当を支給している。</p> <p>支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的には、以下のとおり特定個人情報を取り扱う。(町村分のみ)</p> <p>①児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件、支給制限の審査及び支払(公金受取口座含む)に必要な情報を取得する。</p> <p>③取得した情報により申請内容を審査し、審査結果に基づき児童扶養手当を支給する。</p> <p>④児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の項番37 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第19条第8号別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,57の項,64の項,65の項,87の項,106の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第8号別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県民文化部子ども若者局子ども・家庭課
②所属長の役職名	子ども・家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370  上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html</a>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下692-2 県庁4階 長野県県民文化部子ども若者局子ども・家庭課 TEL:026-235-7147(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	こども・家庭課長 佐藤 尚子	こども・家庭課長 草間 康晴	事後	人事異動に伴う形式定来な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	平成27年8月28日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
平成29年4月1日	I-7請求先	地方事務所行政情報コーナー	地域振興局行政情報コーナー	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	こども・家庭課長 草間 康晴	こども・家庭課長 米久保 篤	事後	人事異動に伴う形式定来な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	こども・家庭課長 米久保 篤	こども・家庭課長	事後	様式変更による変更のため
令和2年4月1日	I-4-②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号) 第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,57の項,64の項,65の項,87の項,106の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	事後	日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携が開始したことに伴う変更のため、重要な変更には該当しない
令和2年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ①部署	長野県県民文化部こども・家庭課	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課	事後	県の組織改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	長野県県民文化部こども・家庭課	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課	事後	県の組織改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第19条第7号別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,57の項,64の項,65の項,87の項,106の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第7号別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第19条第8号別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,57の項,64の項,65の項,87の項,106の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第8号別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	事後	法改正に伴う号数の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和4年10月1日	I-1-② 事務の概要	②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。	②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件、支給制限の審査及び支払(公金受取口座含む)に必要な情報を取得する。	事後	公的給付支給等口座関係の情報連携が開始したことに伴う変更のため、重要な変更には該当しない
令和4年10月1日	I-4-② 法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条	事後	公的給付支給等口座関係の情報連携が開始したことに伴う変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	II-1.2 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。